

申告は正しく期限内に

平成26年分所得税の還付申告期間は、**2月6日(金)～13日(金)**、平成26年分確定申告と平成27年度市・県民税の申告期間は、**2月16日(月)～3月16日(月)**です。申告は正しく期限内にお願います。

所得の申告書は、市・県民税の課税、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定や所得証明書の交付に必要な資料です。

申告会場の駐車場は混雑することが予想されます。できるだけ公共交通機関を利用してください。

所得税の還付申告の対象の人

- ① 給与所得者で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除などを控除できる人
- ② 給与所得者や公的年金受給者で源泉徴収(天引き)された所得税額が納め過ぎとなる人
- ③ 給与所得者で、年の途中で退職したなどの理由で年末調整を受けていない人 など

所得税の確定申告が必要な人

① 所得の合計額から扶養控除や生命保険料控除その他の控除後の合計額を引いて計算

した税額が、住宅借入金等特別控除額その他の税額控除の金額より多い人

② 給与収入が2千万円を超える人

③ 給与を1カ所から受け、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人

④ 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与退職以外の所得の合計額が20万円を超える人など

※年金所得者でA、Bのいずれにも当てはまる人は、確定申告書を提出する必要はありません。

A 公的年金等の年間収入金額が400万円以下
B 公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下
※所得税の還付を受ける場合はこれまでと同様に申告が必要です。

も、申告していない控除(天引き)されていない社会保険料や生命保険料、扶養控除などがあつた場合は、申告をすることで市・県民税が減額されることとなります。

市・県民税の申告が必要な人

平成27年1月1日現在、市内に住んでいる人は市・県民税の申告をする必要があります。ただし次の①～④のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告書を提出する人
- ② 勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人で、それ以外に所得のない人
- ③ 公的年金の支払者から公的年金支払報告書が市に提出されている人で、それ以外の所得がない人
- ④ 市・県民税の非課税基準に該当する人 ○ 扶養親族のな

申告に必要なもの

共通

- 印鑑(スタンプ印でないもの)
- 所得税が還付になる人は、本人名義の預金通帳

収入の分かるもの

- 給与や年金の所得があつた人→勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行した「源泉徴収票」
- 報酬、配当などの所得があつた人→支払金額が分かる「支払調書」、「支払通知書」
- 営業、農業または不動産などの所得があつた人→「収支内訳書」
- 生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った場合→支払金額、掛金の分かるものなど

控除するためのもの

- 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払っている人→支払金額の分かるもの
- 国民年金や国民年金基金に加入し保険料を支払っている人→「支払証明書」
- 生命保険料、地震保険料などを支払っている人→「支払証明書」
- 配偶者特別控除を受ける人→配偶者の平成26年中の所得金額の分かるもの
- 本人や扶養親族で障がいなどのある人がいる場合→「障害者手帳」、「福祉手帳」、「療育手帳」など
- 要介護認定を受けている人→市高齢福祉課発行の「障害者控除対象者認定書(※市の申告会場では不要)」
- 勤労学生控除を受ける人→「学生証」または「在学証明書」
- 医療費控除を受ける人→「医療費の領収書」、「医療費の明細書」、保険金などの補てん金額のある人は、補てん金額の分かるもの。おむつを使用している人は、「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など
- ※「医療費の明細書」の用紙は国税庁ホームページや市税務課で入手できます。任意の様式でも可。
- ※ 医療費の合計金額をあらかじめ計算の上、来場してください。計算していないと案内が遅くなることがあります。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人(2年目以降)→「借入金の年末残高証明書の原本」と「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」
- 寄附金控除を受ける人→募金団体が交付した寄附金の領収書や受領書

い人合計所得金額が28万円以下 ○ 扶養親族のある人合計所得金額が28万円×(1+扶養人数)+16万8千円以下

市の会場で受付できない申告

- 消費税・贈与税の申告
- 所得税の住宅関連の控除を初めて申告する
- 国外で生じた所得のある人
- 過年度分(平成25年分以前の申告)

自分で申告書を作成・提出

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。自分で申告書を作成し、郵送または直接提出してください。

提出先 ○ 所得税の確定申告書
〒150-8501 多治見市
見市山町一丁目28番地一
多治見税務署

○ 市・県民税の申告書(〒150-8501 見市山町一丁目28番地一 多治見税務署)

○ 市・県民税の申告書(〒150-8501 見市山町一丁目28番地一 多治見税務署)

※ 確定申告用紙は多治見税務署にあります。市税務課や各連絡所では市・県民税の申告用紙と合わせて、1月26日(月)以降に準備します。

問合せ 多治見税務署 ☎0572-220101または市税務課



多治見税務署からのお知らせ

平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられました。詳しい内容は国税庁ホームページで調べることができます。また、税務署の電話相談センターで相談できます。税務署に電話して「自動音声案内から」を次に相続税の2をを選択してください。

にせ税理士に注意

税理士を探す場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」で税理士などを検索できます。

兼山町商工会からのお知らせ

専門家による無料税務相談
兼山町商工会では事業所得者等の帳簿および様々な税に関する相談を無料で実施します。

期日 ① 1月20日(火)
② 2月4日(水)
③ 2月17日(火)

時間 午前9時～正午

場所 兼山町商工会館(兼山公民館内)

申込・問合せ 同商工会事務局 ☎21117

税務署職員、税理士による無料相談 2月17日(火)～19日(木)、24日(火)～26日(木)

今年は、総合会館の申告会場には税務署の職員は常駐しません。上記の日程のみ税理士2人と税務署職員1人が待機します。詳しい相談をしたい場合は、多治見税務署で申告してください。

申告会場および日程表

申告内容	申告会場	月日(※土日祝日を除く)	対象地区	
還付申告のみ	総合会館(市役所向かい)	2月6日(金)～13日(金)	全域	
申告確定申告市・県民税の申告	総合会館	2月16日(月)～3月16日(月)	全域	
	春里公民館	2月19日(木)	矢戸・坂戸・長洞	
		2月20日(金)	塩・塩河・美里ヶ丘・室原	
	桜ヶ丘公民館	2月24日(火)	桜ヶ丘・皐ヶ丘・桂ヶ丘・星見台	
	土田公民館	2月25日(水)	土田	
	今渡公民館	2月26日(木)	今渡	
	帷子公民館	平牧公民館	2月27日(金)	羽崎・緑ヶ丘・二野
		帷子公民館	3月3日(火)	光陽台・虹ヶ丘・帷子新町
			3月4日(水)	愛岐ヶ丘・緑・鳩吹台
			3月5日(木)	若葉台・菅刈・西帷子
3月6日(金)			長坂・東帷子	

受付時間 午前9時～午後4時
※申告期間の前半や週の始め、午前中は申告会場の混雑が予想されますので、注意してください。
※市の会場は税務署から許可を得て申告期間中のみ開設します。
※期間中は税務課窓口(市役所内)では相談などは受け付けできません。